



国立大学法人 鹿児島大学

平成20年度

教員免許状更新講習(予備講習)

受講者用手引き

鹿児島大学学生部教務課教員免許状更新講習推進室

〒890 - 0065

鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番30号

099 - 285 - 7308

1 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けるためのもので、教員が自信と誇りを持って幼児児童生徒の指導に当たり、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

2 教員免許状の有効期間及び更新（修了確認）

平成21年4月1日以降（改正教育職員免許法の施行後）に授与された免許状

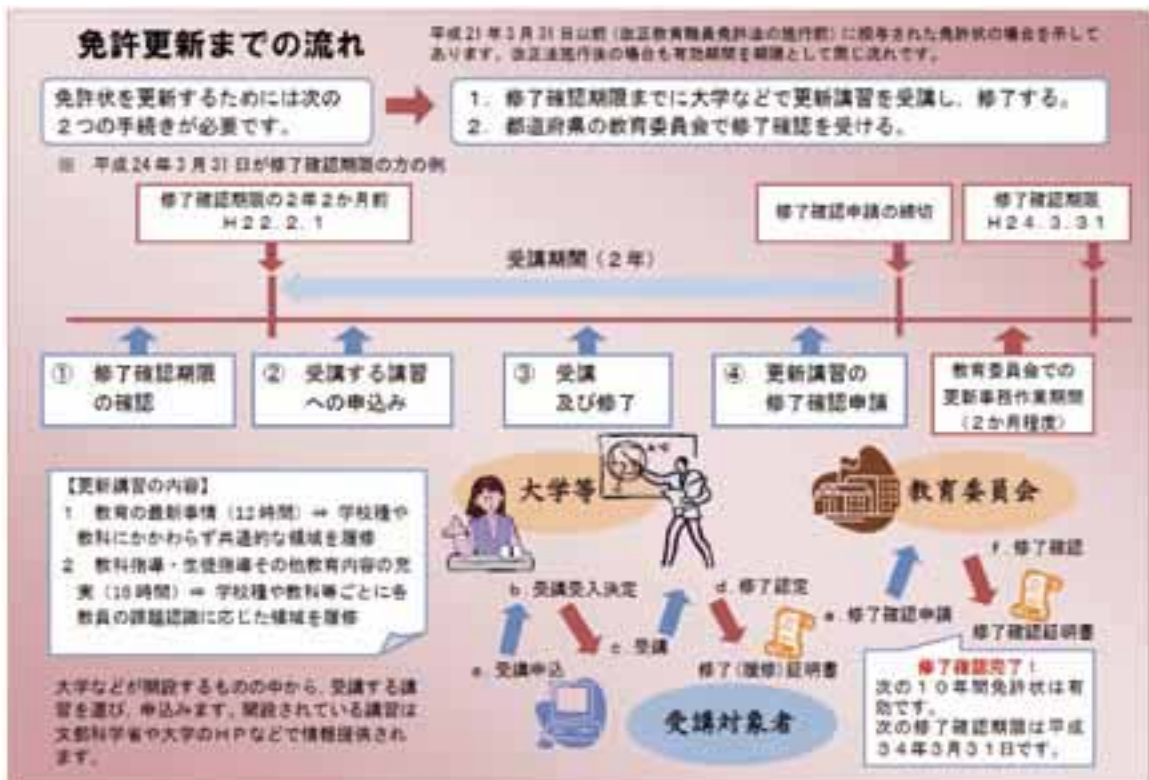
有効期間は、所要の資格（免許状の授与に必要な学位と単位の取得）を得てから10年後の年度末までです。
例）平成22年3月25日に所要の資格を得た。
有効期間：平成32年3月31日

平成21年3月31日以前（改正教育職員免許法の施行前）に授与された免許状

従来通り有効期間の定めはありません。ただし、修了確認期限が設けられることになり、その期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には失効します。

いずれの場合も、有効期間満了前または修了確認期限前の2年間で、大学などが開設する免許状更新講習を受講・修了し、有効期間の更新または更新講習修了確認を受けるために免許管理者に申請する必要があります。（免許管理者は、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会です。）

有効期間の更新または更新講習修了確認の申請は、有効期間満了日または修了確認期限の2か月前までに行わなければならないので、実際に講習を受けられるのは有効期間満了日または修了確認期限の2年2か月前からです。



3 鹿児島大学における予備講習の特色

特色その1 本実施に近い形で

多種の学校種や教科に多く対応する講習を試行講習で実現

小・中・高の学校種、国・数・社（地歴・公民も）・理（物・化・生・地も）・英のほか商・工・農・水産の各教科で約90科目にも及ぶ講座開講を準備しています

平成21年度の本実施に近い形での講習の実施

課程認定6学部（法文・教育・理・工・農・水産）がすべて参加する大規模総合大学としての取組です

特色その2 離島域での開講

2つの離島（種子島・奄美大島）で講習を実施

離島域に勤務する教員の利便性を考えます

離島で更新講習を実施する際の問題点を検証

21年度以降の離島へき地での実施に向けて検討します

特色その3 水産練習船での開講

水産学部水産練習船による洋上講習も実現

水産教員だけでなく、小中高の教員も受講できます



4 「受講申込み」から「受講受入決定」まで

(1) Webシステムによる入力

受講申込みはWebシステムのみで行われます。大まかな手続きの流れは以下のとおりです。

- ア 教員免許更新講習サイトトップページを開いて、本学で開設される講習科目一覧や免許更新制度解説などを見る。
- イ 受講者IDとパスワードを取得し、「教員免許更新講習管理システム」にログインする。
- ウ 受講を希望する科目を選択・登録する。
- エ 「免許状更新講習受講申込書」等を作成して指定の宛先に郵送する。
- オ 本学からの「受講受入決定通知」メールを確認する。 **この時点で手続き完了**

(2) 具体的な入力方法

ア 教員免許更新講習サイトトップページを開いて、本学で開設される講習科目一覧や免許更新制度解説などを見る。

鹿児島大学ホームページ (URL : http://www.kagoshima-u.ac.jp/index.shtml) の [教員免許更新講習プログラム] ボタンをクリックして、教員免許更新講習サイト(図1)を開きます。

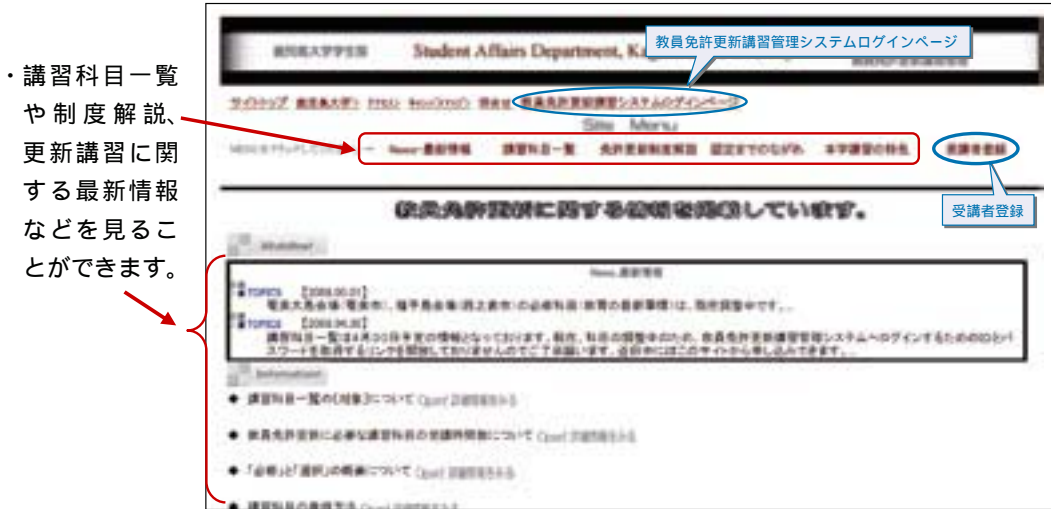


図1 教員免許更新講習サイトトップページ

イ 受講者 ID とパスワードを取得し、「教員免許更新講習管理システム」にログインする。

更新講習の受講科目を登録申請するためには、教員免許更新講習管理システム(以下、管理システム)に入って入力する必要があります。そのために、個人の受講者 ID とパスワードを取得します。まず、上記アのサイトトップページにある [受講者登録] ボタンをクリックし、「受講者登録」画面(図2)を開きます。名前やメールアドレスなどを入力して登録ボタンをクリックすると数秒後に受講者 ID とパスワードが指定アドレスに送信されます。

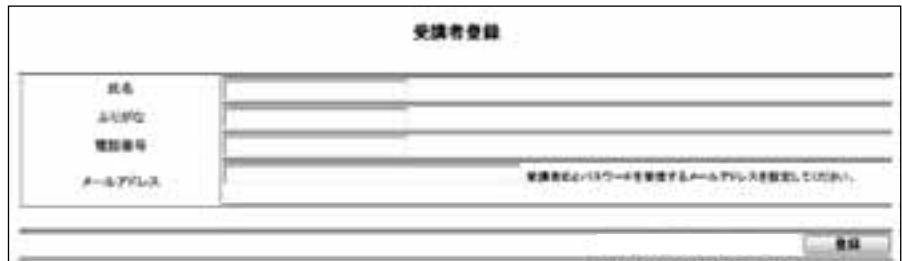


図2 受講者登録の画面

次に、上記アのサイトトップページにある [教員免許管理システムログインページ] を開き、受講者 ID とパスワードを入力してシステムに入ります。

管理システムのトップページは次ページ(図3)のような構成になっています。

- ・ の枠内にあるシステムメニューの各ボタンは、申込手続きの順序に並んでいます。

[受講科目を選択] [登録中の内容を確認] [受講科目の確定] [各書類ダウンロード]
[申請状況を見る] [試験結果の確認] [システム終了]

- ・ の部分には免許更新講習関係の最新情報やシステム利用方法の案内などが掲載されます。
- ・ の部分は個人の登録科目数や申請状況などが表示されます。



図3 教員免許更新講習管理システムのトップページ

ウ 受講を希望する科目を選択・登録する。

システムメニューにある [受講科目を選択] ボタンをクリックすると以下のような画面が表示されます。(図4)

- ・学部名や開設地区、科目名で検索することができます。
- ・科目の情報が表示されます。時間数をはじめ、定員や受講申込数、受講決定数、キャンセル待数などを確認してください。Webでの登録申請は講義日の14日前までとなっていますのでご注意ください。
- ・中段の科目から受講可能な科目を選択し、行頭にある [詳細] ボタンをクリックすると、詳細情報が表示されます。
- ・講義テーマ、開設月日、時間等を確認し受講可能であれば、[選択] ボタンをクリックして登録します。同様の方法で講義を登録していきます。

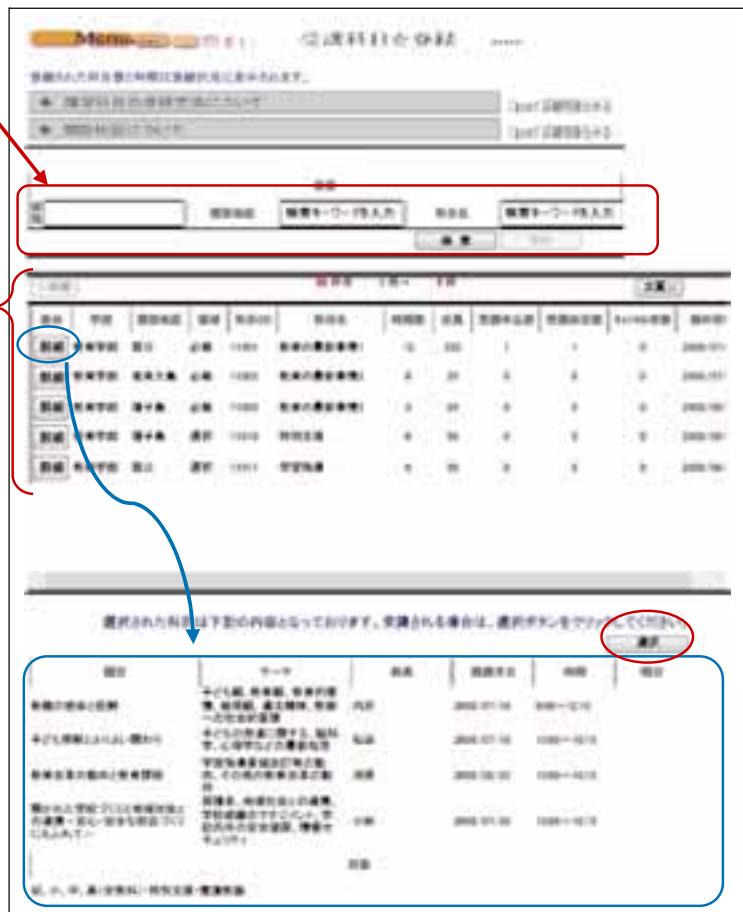


図4 [受講科目を選択] の画面

[登録中の内容を確認] ボタンをクリックすると、登録中の内容が表示されます。[削除] ボタンをクリックすると登録が取り消しになります。[科目登録を続ける] ボタンで続行します。

科目の選択・登録が終わったら、[受講科目の確定] ボタンをクリックします。登録された科目の総数と時間数が表示されます。[登録を確定して申請] ボタンをクリックすると本学のシステムに送信されます。しばらくして、申込者あてに受講科目の Web 登録を受理した旨の連絡メールが送信されますので確認してください。

エ 「免許状更新講習受講申込書」等を作成して指定の宛先に郵送する。

[各書類ダウンロード] ボタンをクリックすると、[受講申込・事前アンケート] 及び [写真票] のボタンが表示されます。

- ・[受講申込・事前アンケート] ボタンをクリックすると、受講申込書(図5)と事前アンケートの様式がダウンロードされます。受講申込書は2枚組になっています。印刷して必要事項を記入し、写真貼付、最下欄に所属長名・認証印を受けて、事前アンケートと一緒に以下の宛先に郵送してください。Web 登録後、7日以内に郵送されない場合は無効となりますのでご注意ください。
- ・事前アンケートには、受講科目の受講理由や要望などを記入して受講科目ごとに作成し、申込書に同封してください。

(送付先) 〒890-0065
鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番30号
鹿児島大学学生部教務課
教員免許状更新講習推進室 宛

- ・本学が受講申込書を受理した時点で、申込者に対して申込書を受理した旨の連絡メールが送信されます。なお、受講決定については別途メールを送信しますのでご注意ください。

図6 写真票

図5 受講申込書(2枚組)

- ・[写真票] ボタンをクリックして印刷し必要事項を記入します(図6)。証明写真を貼付のうえ、講習当日、会場に持参します。受講するすべての会場で提示が必要となりますのでご注意ください。

図6 写真票

オ 本学からの「受講受入決定通知」メールを確認する。

受講決定は、科目開催に必要な最低定員等の条件をクリアした時点で決定することになって
います。その時点で各申込者に「受講受入決定通知」をメールで送信しますので確認してく
ださい。この「受講受入決定通知」メールを受信した時点で、申込者の手続きは完了とな
ります。

なお、最低定員数に達せず「不開講」となる場合や、受講申込書の遅延等の理由により申請
が却下された場合なども、指定のメールアドレスにメールが送信されます。

管理システムの[申請状況を見る]ボタンをクリックすると、申請状況の確認画面が表示さ
れます。申請した科目ごとの申請期日、受講申込書の受理状況、受入決定通知の送付状況な
どを確認することができます。

指定された修了確認期限内に講習を修了することができるように、見直しをもって受講計画
を立案してください。

5 「更新講習の受講」から「更新講習修了確認」まで

(1) 講習の受講に当たって

講習前に再度、日時、会場、会場までの交通機関、写真票、その他講習に必要な物などを確
認してください。

講習後、筆記試験又は実技試験による「修了認定試験」が実施されます。試験結果は、管理
システムのメニュー画面にある[試験結果の確認]ボタンをクリックして確認することがで
きます。結果は合格と不合格で表示されます。不合格の場合は、「不認定」となりますので、
再試験若しくは他の科目の受講が必要となります。再試験の有無及び日程等の情報に十分ご
留意ください。

各科目の講習及び試験終了後に、「免許状更新講習受講者評価書」を記入していただきます。
本評価は講習及び試験を受講者に評価していただくものであり、今後の免許状更新講習の改
善と受講者への情報提供のために行われるものです。

(2) 履修の証明について

科目の履修が修了したら、鹿児島大学から「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」が送
付されます。これは講習修了後に提出する書類ですので、大切に保管してください。

30時間以上の講習すべてを修了したら、「更新講習修了確認申請書」に「免許状更新講習（修
了）（履修）証明書」を添付して、免許管理者（勤務する学校の所在する都道府県の教育委
員会）に提出してください。

都道府県の教育委員会における更新事務作業には2ヶ月程度の期間が必要なため、平成23年
1月末までに手続きを済ませることが必要となります。

(3) 修了確認の完了

免許管理者から本人宛に「更新講習修了確認証明書」が送付されます。これをもって免許状
更新講習の修了となり、向こう10年間免許状は有効となります。

更新講習に関するQ & A

Q 更新講習はいつ、どこで受けられるのですか。また、それはどんな内容なのですか。

A 更新講習は、全国の各大学など文部科学大臣の認定を受けた機関が、基本的には長期休業中や土日に開設しており、どの機関のものでも受講できます。(各機関へ出かけての受講のほか、通信・インターネットや放送による形態も認められています。)

また、更新講習は、すべての種類の免許状に必修の「教育の最新事情に関する事項」の講習と校種や教科等で受講対象者を示した「教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」の講習に分けて開設されます。これらの中から、2年間のうちに を12時間以上(一括履修) を18時間以上(開設単位ごとの分括履修可) 合わせて30時間を受講者が選択して受講します。各機関がどのような講習を開設しているかは、各機関が情報提供するほか、文部科学省のホームページにおいても閲覧できます。

Q 更新制導入前に授与された免許状を持っているのですが、修了確認期限はいつなのでしょう。

A 修了確認期限は、文部科学省の省令で生年月日を基準に定めています。施行後最初の修了確認期限となる平成23年3月31日が修了確認期限となるのは、その日において満35歳、満45歳、満55歳の方です。これらの方は、その日までに更新講習の受講・修了、更新講習修了確認の申請を済ませておかなければ免許は失効します。同様に、平成24年3月31日が修了確認期限となるのは、その日において満35歳、満45歳、満55歳の方という形で、年次的に割り振られています。

Q 複数の免許状を持っていますが、どの免許状の有効期間で更新講習を受講すればいいのですか。

A 保有している免許状のうち、最も遅く満了となる有効期間が、所有するすべての免許状の有効期限となります。また、複数の免許を保有していても、1回の更新講習の修了ですべての免許状が更新されます。これは、更新制導入前に免許の授与を受けた方も同様です。

Q 複数の免許状を持っていますが、「教科指導・生徒指導その他教育内容の充実」に関する講習18時間分は、どのように受講すればよいのですか。

A どの講習を受講するかについては、各講習において示される「主な受講対象者」を参考に、実際に担当している教科などを踏まえ、18時間分、受講者本人が選択します。

なお、新免許状(平成21年4月1日以降に授与)の場合、特別支援学校教諭免許状は、特別支援学校教諭対象だけでなく教諭対象の講習も含めた18時間修了で更新が認められますが、養護教諭免許状及び栄養教諭免許状は、それぞれ養護教諭対象、栄養教諭対象の講習の修了が必要となります。

例えば、教諭と養護教諭と栄養教諭の免許状を持っていてすべて更新する場合は、教諭対象・養護教諭対象・栄養教諭対象の「教科指導・生徒指導その他教育内容の充実」の講習を18時間ずつ修了することが必要です。ただし、講習の中には教諭も養護教諭も栄養教諭も対象としたものもあります。仮に、このような講習を6時間修了したとすると、あと教諭対象を12時間、養護教諭対象を12時間、栄養教諭対象を12時間修了することが必要となります。

Q 免許は持っていますが、現在教員をしているわけではありません。更新講習を受けることはできるのですか。また、講習を免除される場合があると聞いたのですが、どんな場合ですか。

A 更新講習を受講できるのは、教員及び教員採用内定者、過去に教員として勤務した経験のある方、臨時的任用(または非常勤)教員リスト登載者などです。免許状を持っていても、教員でない、あるいは教員になる予定がない方は受講できません。

更新講習受講を免除される対象者は、優秀教員として表彰を受けたことがある方、校長・副校長・教頭・主幹教諭、あるいは教育長・指導主事など教員を指導する立場にある方、更新講習の講師となっている方などですが、免除の可否は免許管理者が認定します。なお、受講を免除された場合も免許管理者へ更新の申請は必要です。